



第 1 章

推進計画の趣旨

1 推進計画策定の背景と目的

平成24年に足立区は、「足立区ユニバーサルデザイン^(※1)のまちづくり条例」を制定し、障がいのある人もない人も、子どもも高齢者も、互いの個性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人がいきいきと安心して暮らせるまちの実現をめざしました。

また、平成26年8月には「足立区ユニバーサルデザイン推進計画」を策定し、区、区民、事業者の役割を明確にしなが、各分野別の施策を示しました。

国も、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という）」を施行、重ねて、平成29年には「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を決定し、「心のバリアフリー^(※2)」や「ユニバーサルデザインのまちづくり^(※3)」を推進することで、だれもが安心して暮らせる共生社会の実現をめざしています。

これらの社会状況等を踏まえ、区は今般、「足立区ユニバーサルデザイン推進計画（以下「推進計画」という）」を改定し、「ひとを育み まちを創る だれもが自分らしく暮らせるまち 足立」を目標に掲げ、「ひと」「くらし」「まち」「しくみ」の4つの視点から施策を整理し直しました。

今後、すべての人が個人として尊重され、安心して、健やかに暮らすことができる地域社会の実現をめざし、より高い水準のユニバーサルデザインを計画的、総合的に推進していきます。

※1 ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、出身の国や地域等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境を計画する考え方。

1980年代にアメリカのロナルド・メイス氏らによって提唱され、ユニバーサル（Universal：すべての、普遍的な）と、デザイン（Design：計画、設計、構想）という二つの英単語を合わせたもので、その頭文字を取って、UD（ユージー）とも呼ばれる。

※2 バリアフリー

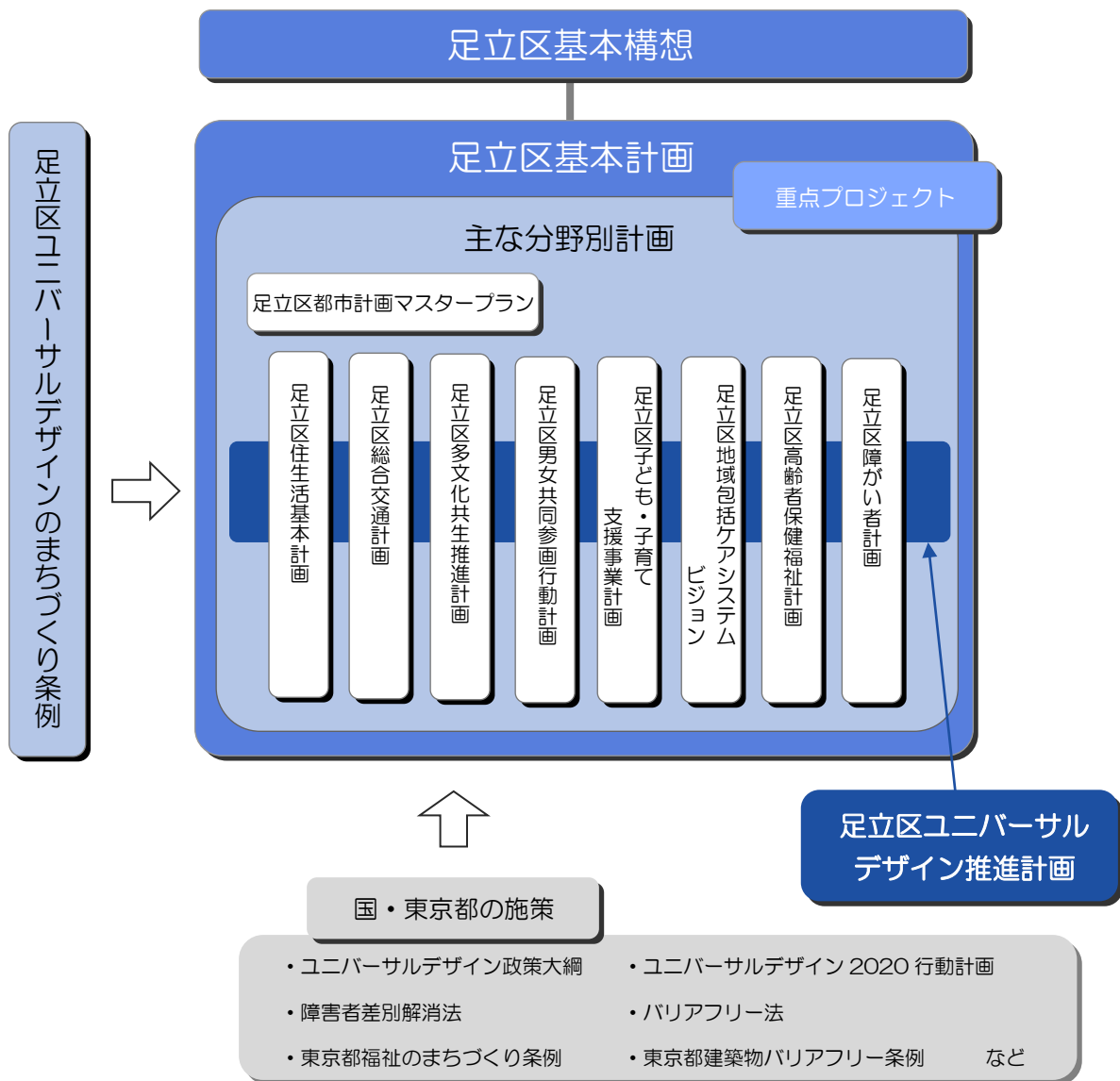
高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障がい（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障がい、情報面での障がいなど、すべての障がいを除去するという考え方。

※3 ユニバーサルデザインのまちづくり

すべての人が、お互いの立場を理解し、自らの意思で自由に社会参加することのできるまちづくり（足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例第2条より）。

2 推進計画の位置づけ

推進計画は、区の基本構想及び基本計画を踏まえ、足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例第8条第2項に基づき、区の様々な分野別計画と連携を図りながら、ユニバーサルデザインのまちづくりを体系的かつ総合的に推進していくための基本的な考え方をまとめたものです。

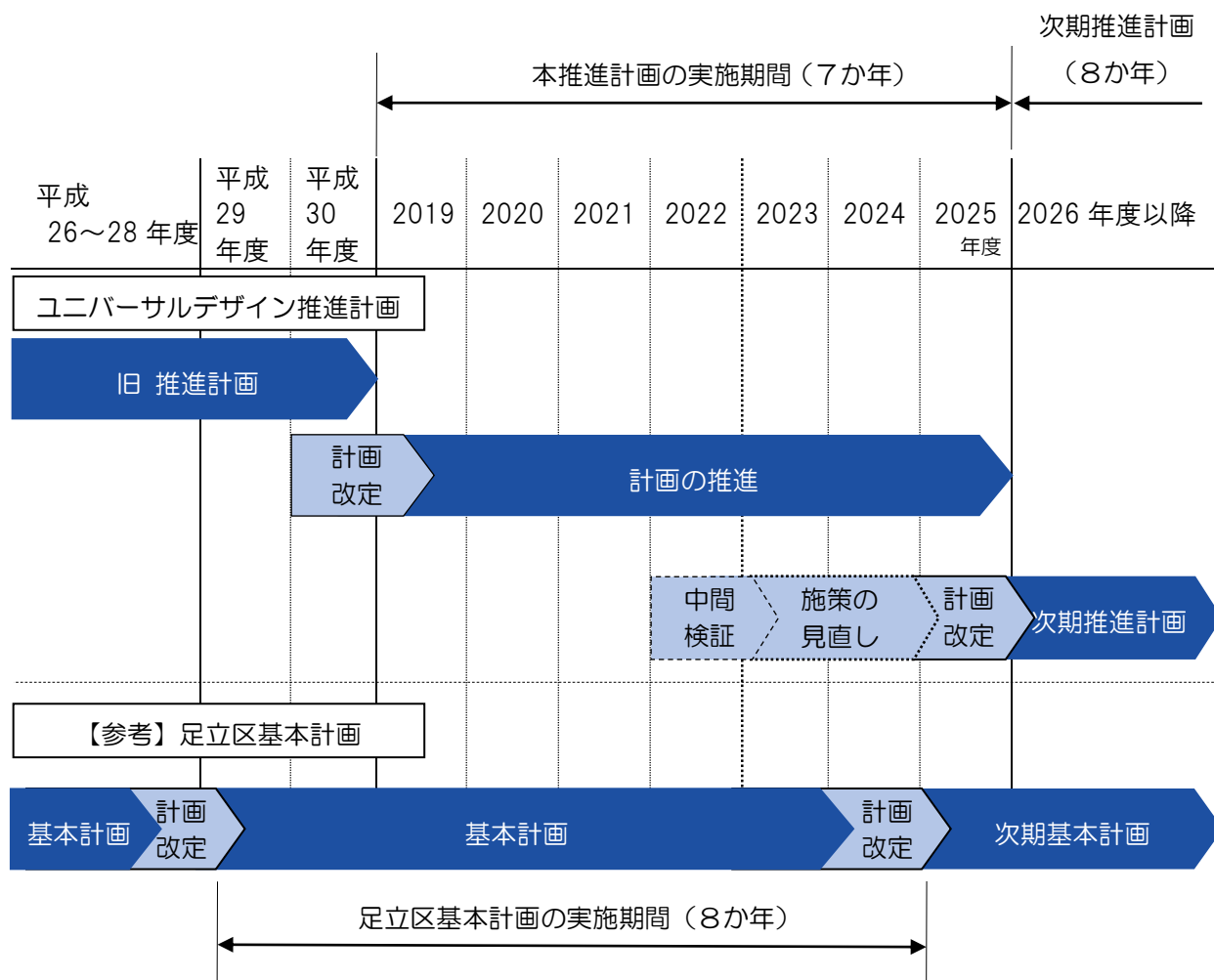


3 推進計画の期間

推進計画における施策、各事業の実施期間は、2019年度から2025年度までの7か年とし、次期推進計画は、足立区基本計画の実施期間に合わせ、8か年とします。

本推進計画の中間年度（4年目）である2022年度に、区が実施してきたユニバーサルデザインに関する各事業の上位計画や実施計画、他の分野別計画等との整合を図りつつ中間検証を行い、必要に応じて施策を見直し、ユニバーサルデザインの推進を図ってまいります。

最終年度（7年目）である2025年度には、改定される足立区基本計画の考え方や視点、柱立て等を踏まえ、推進計画を改定いたします。

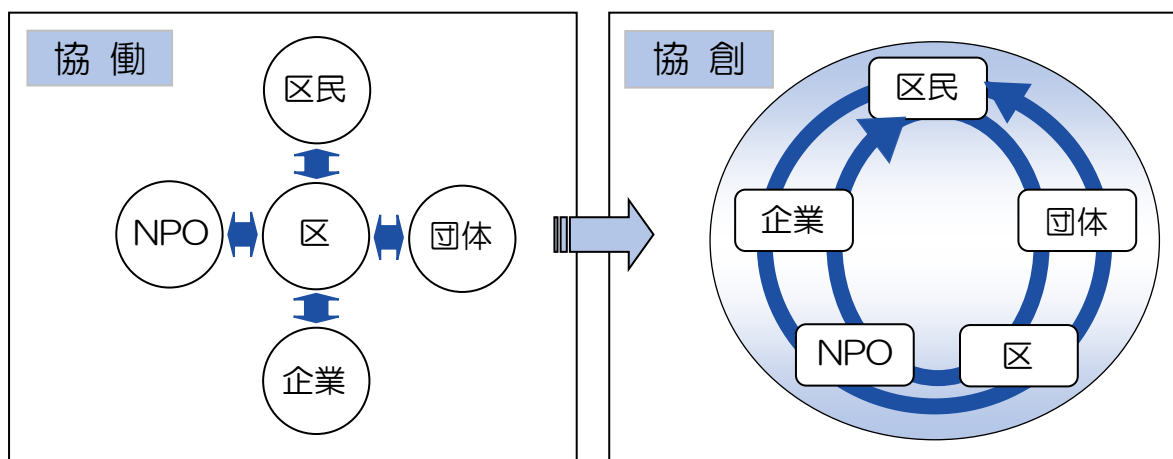


4 区民等との協働・協創による推進

これまでも足立区は、安全、安心で快適に暮らしていけるまちをめざしてきました。
 今後はさらに、働く、学ぶ、遊ぶなどあらゆる生活の場面において、自助・共助・公助による心豊かな社会づくりを進めていく必要があります。

推進計画は、区と、区民^(※4)や企業、関係団体等^(※5)との協創^(※6)を進め、国や都が実施する各種計画や施策との連携を図りながら、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの実現をめざします。

協働から協創へと進化するユニバーサルデザイン



行政が主導して、多様な主体とともに
 地域課題に取り組む

多様な主体が緩やかにつながり、
 自律的に地域課題に取り組む

※4 区民

障がいの有無に関わらず、区内に在住、在勤若しくは在学する者又は区内に土地若しくは建物を所有し、若しくは占有するすべての者のこと。

※5 関係団体等

町会・自治会、障がい者等の団体、商店街、区民の団体、NPO、教育機関などのユニバーサルデザインのまちづくりに関わる団体を総称している。

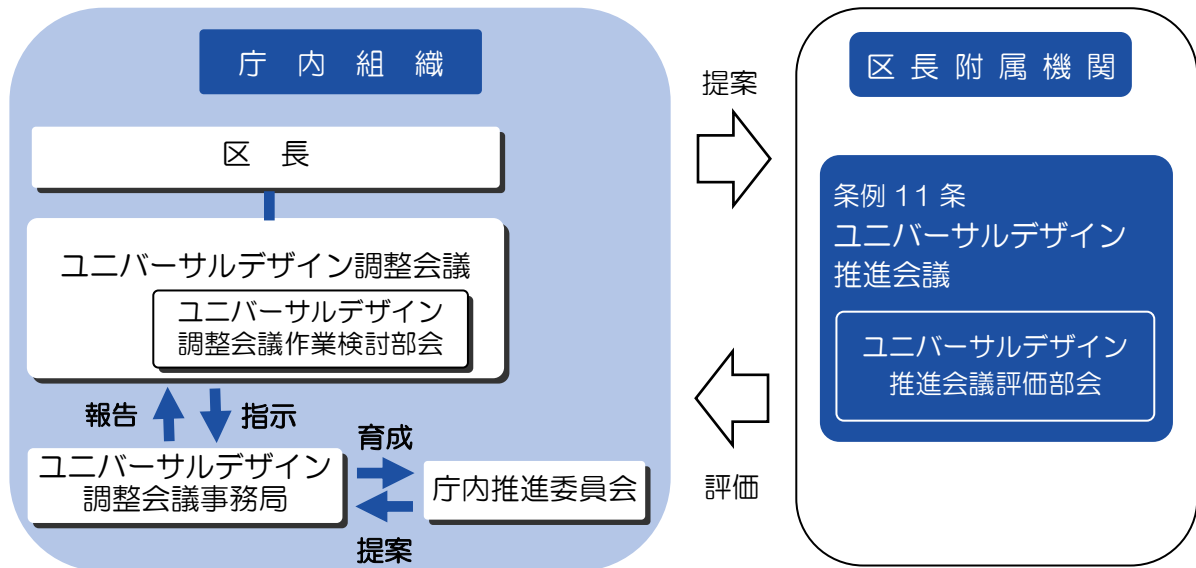
※6 協創

互いの個性や価値観を認め合い、ゆるやかにつながり支えあうことで、より一層ちからを発揮するしくみのこと。

5 推進計画の進行管理を行うための体制

推進計画は、区のユニバーサルデザインのまちづくりに関する基本的な計画であり、この計画の進行管理を行うため、以下の機関や組織を設置、運営します。

ユニバーサルデザイン推進計画の進行管理体制



庁内組織

■ ユニバーサルデザイン調整会議の開催

推進計画で定めた施策・事業の具体的な進行管理を行うために、庁内検討の調整機関としてユニバーサルデザイン調整会議を設置します。

- ・委員長 副区長 副委員長 都市建設部長

■ ユニバーサルデザイン調整会議作業検討部会の開催

ユニバーサルデザイン調整会議にユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための課題解決に係る調査、研究などを行う作業検討部会を設置します。

- ・部会長 都市建設部長

■ ユニバーサルデザイン調整会議事務局の設置及び運営

ユニバーサルデザイン調整会議や作業部会の運営に関する事務を実施する事務局を設置し、運営を行います。

- ・事務局 都市計画課 ユニバーサルデザイン担当課 等

■ 庁内推進委員会の設置

庁内でのユニバーサルデザインのまちづくりの推進や人材の育成を行うため、庁内推進委員会を設置します。

- ・ 庁内推進委員 部、室、局から推薦を受けた職員

区長附属機関

■ ユニバーサルデザイン推進会議の開催及び運営

推進計画における施策・事業の推進、人材の育成、教育の充実及び関係機関との連携等、ユニバーサルデザインのまちづくり推進のため、区長の附属機関として「ユニバーサルデザイン推進会議」を運営します。

- ・ 構成委員 学識経験者 関係団体等 事業者 区民 行政

■ ユニバーサルデザイン推進会議評価部会の設置

ユニバーサルデザイン推進会議の作業部会として、推進計画における施策・事業の評価、検証を行うため、「ユニバーサルデザイン推進会議評価部会」を設置します。

- ・ 構成委員 学識経験者 関係団体等 事業者 区民 行政

6 スパイラルアップの取り組みによる推進

ユニバーサルデザインのまちづくりは、ある一定の水準に達成すれば、それでゴールではありません。変化する社会環境や需要、必要性、要求されるサービス、事業に対応するため、また、更なる利便性を追求するために、常に利用者の評価を取り入れながら検討を加え、上へ上へとレベルアップさせていくことが必要です。

そのために、「計画・実行・評価・見直し」（Plan・Do・Check・Action）のPDCAサイクルを機能させ、スパイラルアップを実現します。

ユニバーサルデザインにおけるスパイラルアップの取り組み

